

(別添1)

消防団の魅力発信動画制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

消防団の魅力発信動画制作業務委託（以下「委託業務」という。）

2 委託業務の概要

消防団は地域防災力の中核を担う組織として求められる役割が多様化しているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくため、多様な人材が消防団に加入するようイメージアップを図ることが重要であり、消防団の活動内容や魅力を紹介する動画を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和5年2月17日まで

4 委託業務の内容

(1) 動画制作業務

ア 企画・構成

次の2テーマについて、境港市総務部自治防災課（以下「市自治防災課」という。）と協議を行い、動画の構成を決定する。

<テーマ及び主な内容>

テーマ	主な内容
① 消防団活動 「女性消防団員編」	・ 広報、防火啓発の観点から女性ができる活動等を紹介
② 消防団活動 「実出動編」	・ 実災害を想定した訓練の様子を紹介 ・ 実際に消防団で活躍する団員へのインタビュー等

<再生時間>

1テーマにつき2分から5分程度

<視聴対象者>

主に若者や女性を対象とする。

<活用方法>

境港市ホームページ及びYouTube等への掲載、DVD等による視聴（防災訓練や成人式等各地域のイベント等での利用を想定）等

<留意事項>

・ 映像資料を多用し情報・状況を理解しやすい構成とする。

イ 動画の制作・編集

4(1)アの2テーマについて、決定した構成を元に動画を制作する。

<動画に関する要件及び使用等>

・ 制作する動画の画質はフルHD以上とする（過去の資料で画質が低いものについてはそのまま可。）

・ 映像は、境港市ホームページ及びYouTube等に掲載するため、インターネット上でも配信可能なデータ形式とする。

<留意事項>

- ・動画制作に必要な取材や撮影、調達、映像作成等を行うにあたり、撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は受託者が行う。

なお、既存映像・静止画データを用いるときは、当該使用に係る権利処理は受託者が行い、その費用は委託料に含む。また、撮影等に際し、使用料、謝礼等が発生する場合は、委託料に含む。

- ・視聴対象者の視覚や聴覚に配慮した映像の加工や編集、音楽・音声やナレーションの付加、テロップや字幕の付加などにより、わかりやすい表現や構成となるようにすること。
- ・完成までに試作品を作成し、市自治防災課による内容確認及び修正指示の機会を設けること。

ウ 納品

本業務により完成した制作物（以下「成果物」という。）を次のとおり納品する。

<納品物>

①マスターデータ 1式

※本業務のために新たに作成された映像素材（写真、イラスト、デザイン、台本等）は、素材別に整理し、HDD等にデータを入れて納品する。

※最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行う。

②DVD 20枚

※保存形式：一般的なDVDプレーヤーやパソコン等で再生できる形式とする。

※コピーガードは設けないものとする。

※盤面にタイトル等を印刷し、ケースはプラスチックケースを使用する。

※最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行う。

<納品場所>

鳥取県境港市総務部自治防災課（市民交流センター2階）

<納入期限>

4（1）アのテーマ①について 令和5年1月 5日（木）

4（1）アのテーマ②について 令和5年2月 8日（水）

5 成果物に関する権利の帰属

- （1）委託業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意する。
- （2）委託業務の履行に伴い発生する成果物について、新たに著作権、肖像権等が発生する部分については境港市に帰属する。ただし、報道資料（映像、写真等）など著作権、肖像権等が資料提供元にあるものを除く。
- （3）委託業務に使用する映像・静止画及びイラスト等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任はすべて受託者が負う。

6 委託料の支払い

委託料は、原則精算払いとする。ただし、契約時に定める支払い計画の範囲内において、境港市が必要と認める場合に、受託者の請求により前払いすることができるものとする。

7 委託業務の要件に反した場合の取扱い

受託者が委託業務の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、境港市は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

8 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ境港市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守する。

(3) 受託者は、委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。

委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 受託者は、委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により境港市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 本業務の履行については、境港市の指示に従うものとする。

なお、成果物の内容が不適切と認められる場合、再提出を求める場合がある。

また、成果物の引き渡し後1年の間に、成果物が本業務の契約書及び仕様書で定める内容に適合しない場合は、境港市と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずるものとする。

(8) 境港市が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく境港市と協議を行うものとする。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還する。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。